

青森県クリニカル・イナーシャ対策推進事業協力店 募集要項

1. 趣旨

この要項は、高血圧症の未治療者をなくし、循環器病の発症予防等につなげることを目的に青森県が実施する「クリニカル・イナーシャ対策推進事業」に係るキャンペーン※の協力店の募集等について、必要な事項を定めるものである。

※ 県の指定する血圧測定アプリに血圧値を10回入力した方、または、店内に設置した血圧計により1回血圧を測定した方に対し、協力店が景品を提供するキャンペーン。

キャンペーンは、6カ月間(令和8年6月以降、準備が整い次第開始)を予定。

2. 応募資格等

(1) 応募資格

本キャンペーンは、次の各号をすべて満たす経営主体が運営する店舗・施設が応募できるものとする。

- ① 地方税、消費税又は地方消費税の滞納がない
- ② 労働関係法令に違反していない
- ③ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律[昭和23年法律第122号]で風俗営業と規定されている及びこれらに類似するギャンブル(公営または宝くじに係るものを除く)にかかる業種ではない
- ⑤ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設を運営していない
- ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等を行っていない
- ⑦ 民事再生法[平成11年法律第225号]及び会社更生法[平成14年法律第154号]による再生又は更生の途中でではない
- ⑧ 各種法令に違反していない

(2) 登録要件

県は、次の各号をすべて満たす店舗・施設を協力店として登録するものとし、様式1により登録の決定を通知する。協力店は、協力期間内において、「青森県クリニカル・イナーシャ対策推進事業協力店」の名称を広告等に使用することができる。

なお、応募者が応募資格及び登録要件を満たさない場合、県は、様式2により不登録の決定を通知する。

- ① 青森県内で営業する店舗・施設である
- ② 不特定多数の顧客を対象とした来店型の営業形態である
- ③ キャンペーン期間中、別紙1「景品の基準」を満たす景品を提供できる
- ④ キャンペーンの実施に当たり、別紙2「留意事項」の内容に同意し協力できる

(3) 登録期間

協力店としての登録期間は、県が当該店舗・施設に対し登録を通知した日からキャンペーンの終了日までとする。

なお、登録期間内に協力店が応募資格及び登録要件に適合しなくなった場合、県は、当該協力店の登録を取り消すことがある。

3. 応募方法

応募は、店舗・施設ごとに、原則として申込フォームにより行う。

ただし、申込フォームによる応募が困難な場合は、郵送での応募も可能とするが、送料は応募者の負担とする。

応募は随時受け付けることとする。

(1) 申込フォームにより応募する場合

【申込フォーム】(URL)<https://forms.gle/8KKaEbXxtVyeRKun7>
(QRコード)



(2) 郵送により応募する場合

- ・提出物 様式3
- ・送付先 〒030-8570
青森県青森市長島一丁目1番1号(北棟6階)
青森県がん・生活習慣病対策課 行き

4. 問い合わせ先

本キャンペーンに係る問い合わせ先は、次のとおりとする。

(1) 応募に係る質問、登録内容の変更、県が貸与する血圧計の管理等に関すること

- ・問い合わせ先 県がん・生活習慣病対策課 健やか力推進グループ
- ・問い合わせ方法

【問合せフォーム(推奨)】(URL)<https://forms.gle/hJWgja3Witk9x2U5A>
(QRコード)



【電子メール】aomori_hp@pref.aomori.g.jp

【電話】017-734-9283(直通)

(2) 参加者とのトラブルが発生した場合や、景品が予定提供数に達した場合

- ・問い合わせ先 キャンペーン運営事務局
- ・問い合わせ方法 協力店あて別途通知する

5. その他

本キャンペーンの実施に当たり留意する事項等は、次のとおりとする。

- (1) 本募集は、令和8年度当初予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもってはじめて協力店を登録し得るものとなる。同予算が成立しなかった場合には、この手続の変更(中止を含む。)を行うことがある。なお、この場合、県は、応募者の損害を補償しない。
- (2) 県の責めに帰すべき事由を除き、県は、協力店の景品の提供における事故等について責任を負わない。
- (3) この要項の施行に関し必要な事項は、県と協力店が協議の上、決定することとする。

附則

この要項は、令和8年2月20日から施行する。

この要項は、令和8年4月28日から施行する。